

大分県時短要請協力金（第1期）

2021.5.31

大分県からの要請

要請内容

- (1) 営業時間を5時から**21時まで**の間としてください
- (2) 酒類提供時間を11時からとし、酒類のオーダーストップは**20時まで**としてください

要請期間 対象地域

- (1) 大分市・別府市 令和3年5月12日(水) 0時～5月31日(月)24時（20日間）
- (2) その他の市町村 令和3年5月14日(金) 0時～5月31日(月)24時（18日間）
※やむを得ない場合は、5月17日(月)から

対象施設

飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けた飲食店・遊興施設等

◆具体例：レストラン、居酒屋、バー、スナック、ライブハウス、カラオケボックス、
宿泊施設において宿泊客以外に飲食を提供する飲食施設

◆対象外となる施設例（詳細は県ホームページQ&Aでお知らせします）

テイクアウト・デリバリー専門店、スーパー・コンビニ等のイートインスペース

時短要請協力金の概要

給付要件

- 通常時、夜21時から朝5時までの時間帯に営業していること
- 要請期間において、時短要請に応じていない日がないこと
- 業種別ガイドラインを遵守していること
- お客様に「マスク会食」の呼びかけを行うこと

給付金額

（★）1日当たり給付額の算出方法

1日当たり給付額(★) × 時短要請に応じた日数

◆中小企業・個人事業者（売上高方式）※売上高減少額方式の選択も可能

1日当たり売上高（※1）	1日当たり給付額
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,333円超～25万円未満	1日当たり売上高の3割
25万円以上	7.5万円

（※1）1日当たり売上高

令和元年または2年の飲食部門5月売上高 ÷ 31日

◆大企業（売上高減少額方式）

1日当たり売上高減少額（※2）の4割

【上限額】「20万円」または「1日当たり売上額の3割」のいずれか低い額

（※2）1日当たり売上高減少額

（令和元年または2年の飲食部門5月売上高 - 令和3年の飲食部門5月売上高） ÷ 31日

問い合わせ先／大分県時短要請協力金事務局

TEL：050-6868-9518（平日9～18時）



大分県時短要請協力金（第1期）

提出書類

1. 申請書
2. 代表者本人確認書類の写し
 - ・運転免許証、パスポート、保険証等の写し等
3. 営業時間短縮又は休業の状況が分かる写真、資料等
 - ・営業時間短縮又は休業に関する店舗内外でのチラシ掲示の様子やホームページでのお知らせ状況が分かる写真等
4. 通帳等の写し
 - ・通帳がない場合は、キャッシュカードの写真やネットバンキングの口座情報が分かる画面の写し等
- 5 - ①確定申告書の写し
 - ・給付額の算定時に用いた、令和元年又は令和2年の5月が属する年度分のもの
 - 【法人】「法人税確定申告書別表一」（税務署の収受印又は税理士の証明印が有るもの）
 - 【個人事業主】「確定申告書B第一表」（税務署の収受印又は税理士の証明印が有るもの）
- 5 - ②売上台帳等の写し
 - ・給付額の算定時に用いた、令和元年又は令和2年の5月の飲食部門の売上高が分かる売上台帳等の写し
 - ※事業者が飲食事業のみを営む1事業所のみで事業を行っており、確定申告書関係書類の「法人事業概況説明書」又は「青色申告決算書」で令和元年又は令和2年の5月の飲食部門の売上高が分かる場合は、これらの書類の写しを提出することで売上台帳等の写しの提出に代えることが可。
 - ・（売上高減少額方式で給付額を算定する場合）令和3年5月の飲食部門の売上高が分かる売上台帳等の写し

注）協力金の申請額の算定において、売上高方式を採用し、1日当たり給付額を下限額である25,000円で申請する場合は、5 - ①、②いずれも提出不要です。

申請期間

令和3年6月10日（木）から令和3年7月9日（金）まで

申請方法

①電子申請

県ホームページに申請画面へのリンクを掲示します。

(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14300/eigyoujikanntanssyukuyousei.html>)

②郵送（7月9日の消印有効）

【送付先】〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県時短要請協力金事務局 宛

※申請書様式等は県ホームページからダウンロードしてください。



県ホームページ

問い合わせ先／大分県時短要請協力金事務局

TEL：050-6868-9518（平日 9～18時）

